

公共事業に使用する設計労務単価改訂に伴う特例措置について

【 対象工事等 】

佐賀県が発注する工事、委託（伐採等業務を含む）で、令和2年3月1日以降に契約（契約書の提出期限を含む）する工事・委託のうち、旧労務単価及び旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

【 請負代金額又は業務委託料の変更 】

特例措置に基づいて、下記により積算された請負金額又は業務委託料への変更を請求することができる。

変更後の請負代金額又は業務委託料については、次の計算式により算出する。

$$\cdot \text{変更後の請負代金額又は業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

【 協議請求の期限 】

発注機関より説明を行った日の翌日から14日以内（土日及び祝祭日を除く）に請負金額又は業務委託料の変更を請求することができる。

この期限内に請求を行わなかった場合は、請求する権利を放棄したものとみなす。

【 協議請求の方法 】

工事及び業務の打合せ簿により、請負金額又は業務委託料の変更協議を行う。

打合せ簿による協議を行なった日（打合せ簿の日付）が協議請求の期限内でなければならない。